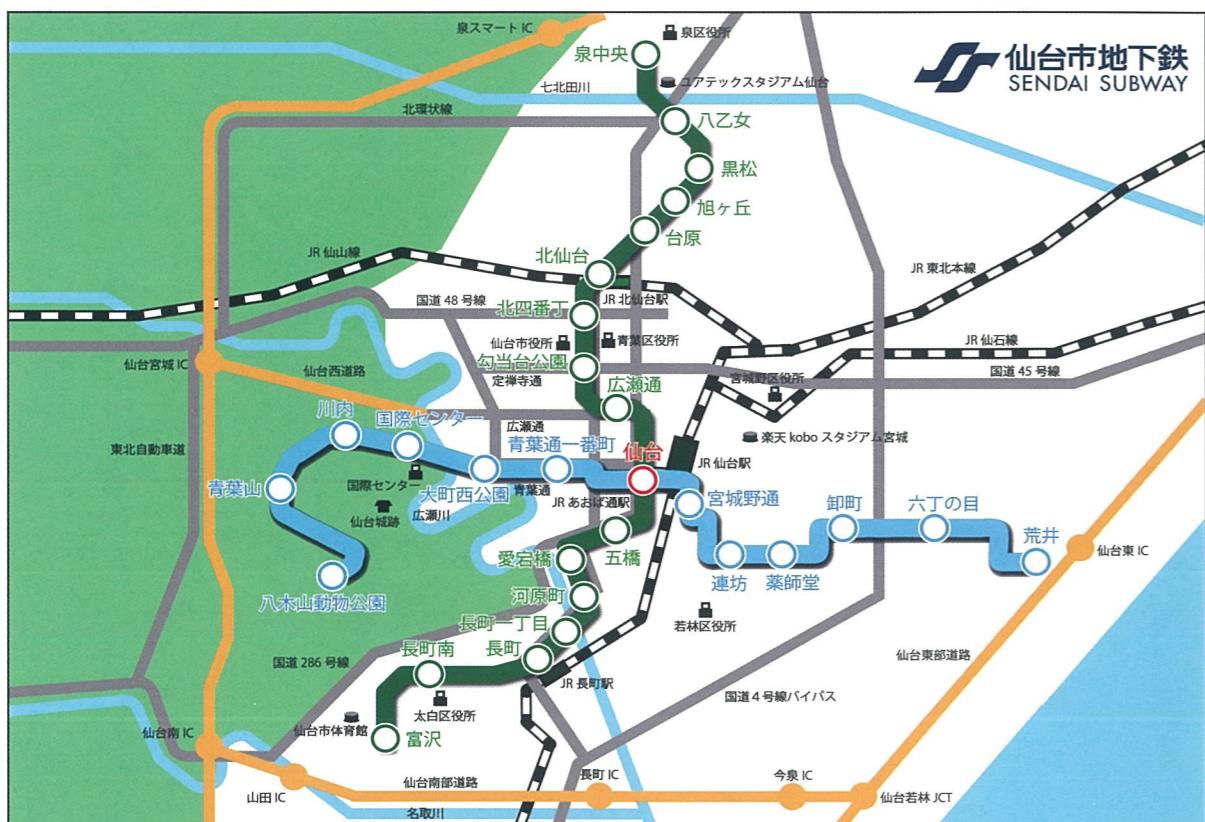


◆◆◆協議・相談窓口◆◆◆

相談・協議内容	窓口	所在地
・地下鉄構築物の影響（技術的）照会 ・協議（近接各種協議・区分地上権設定契約に基づく協議）申請	鉄道技術部施設課 計画係	交通局本庁舎 ☎712-8366
・区分地上権設定契約の照会	南北線：総務部財務課会計係 東西線：鉄道管理部営業課	交通局本庁舎 ☎224-5111

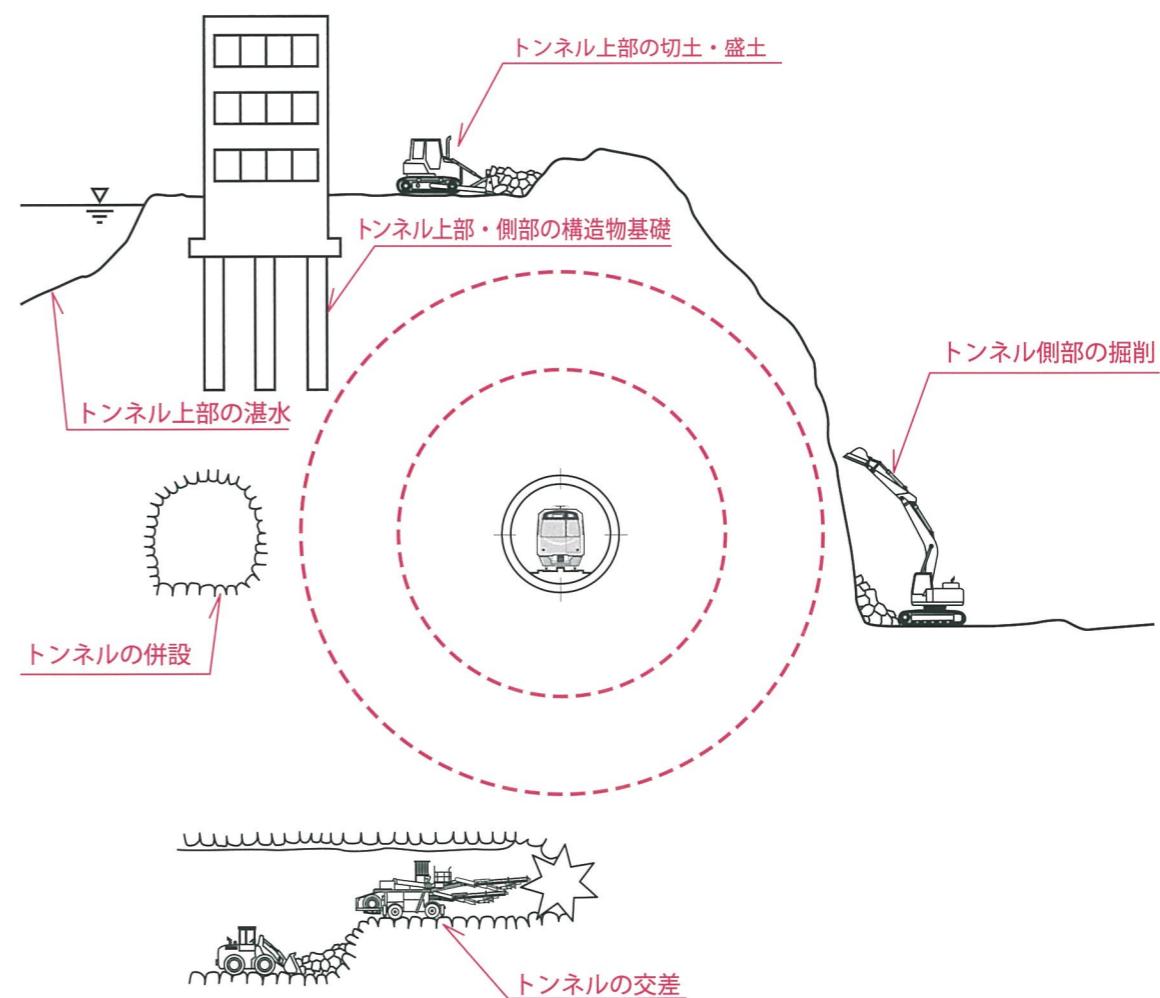
仙台市高速鉄道南北線・東西線路線図



仙台市交通局
製作：鉄道技術部施設課

地下鉄周辺で工事を 計画している方へ

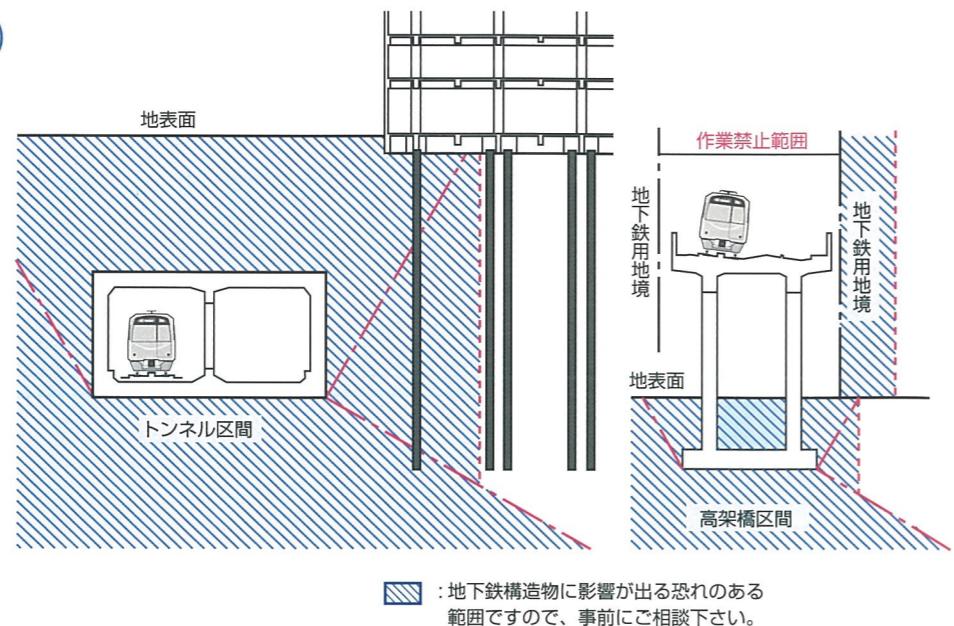
(高速鉄道南北線・東西線近接協議について)



仙台市交通局

近接協議について

仙台市高速鉄道南北線・東西線の構造物及び付帯施設（『地下鉄構造物』）に近接して行われる工事について、計画・設計・施工等各段階の内容について、事前に交通局と打ち合わせ・協議を行っていただく事により、地下鉄構造物への影響を事前に防止し、その機能を確保すると共に、営業線における列車の走行安全を確保する事を目的としております。

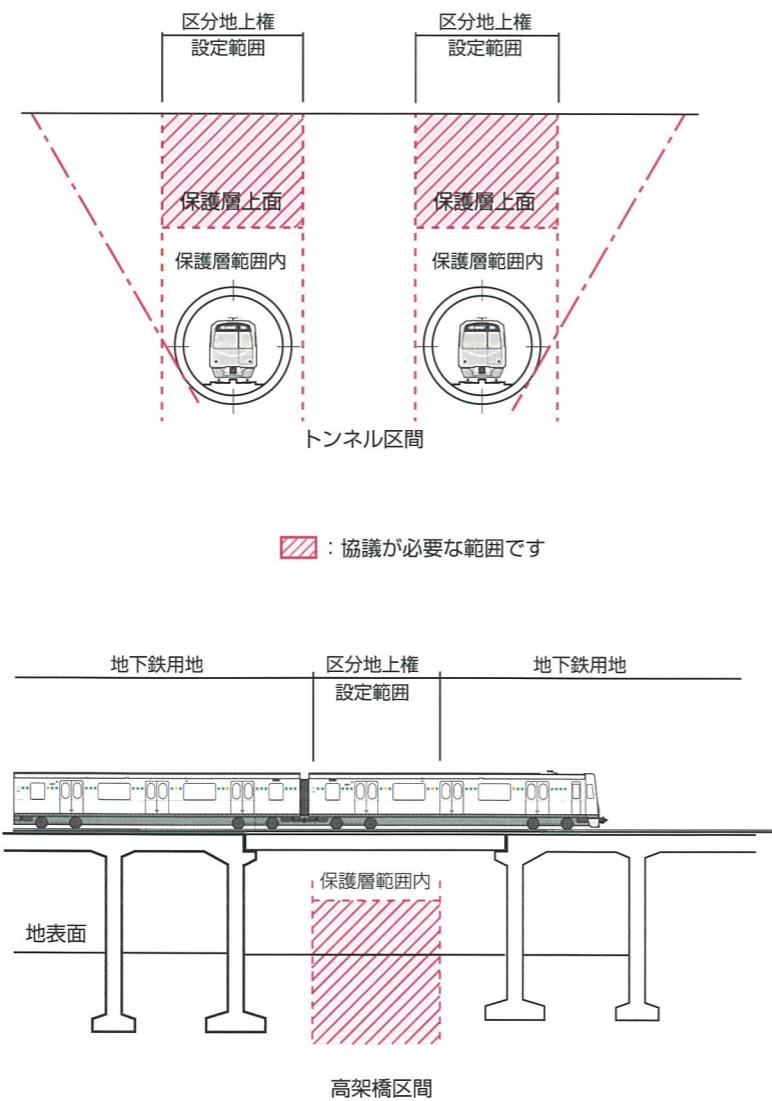


区分地上権について

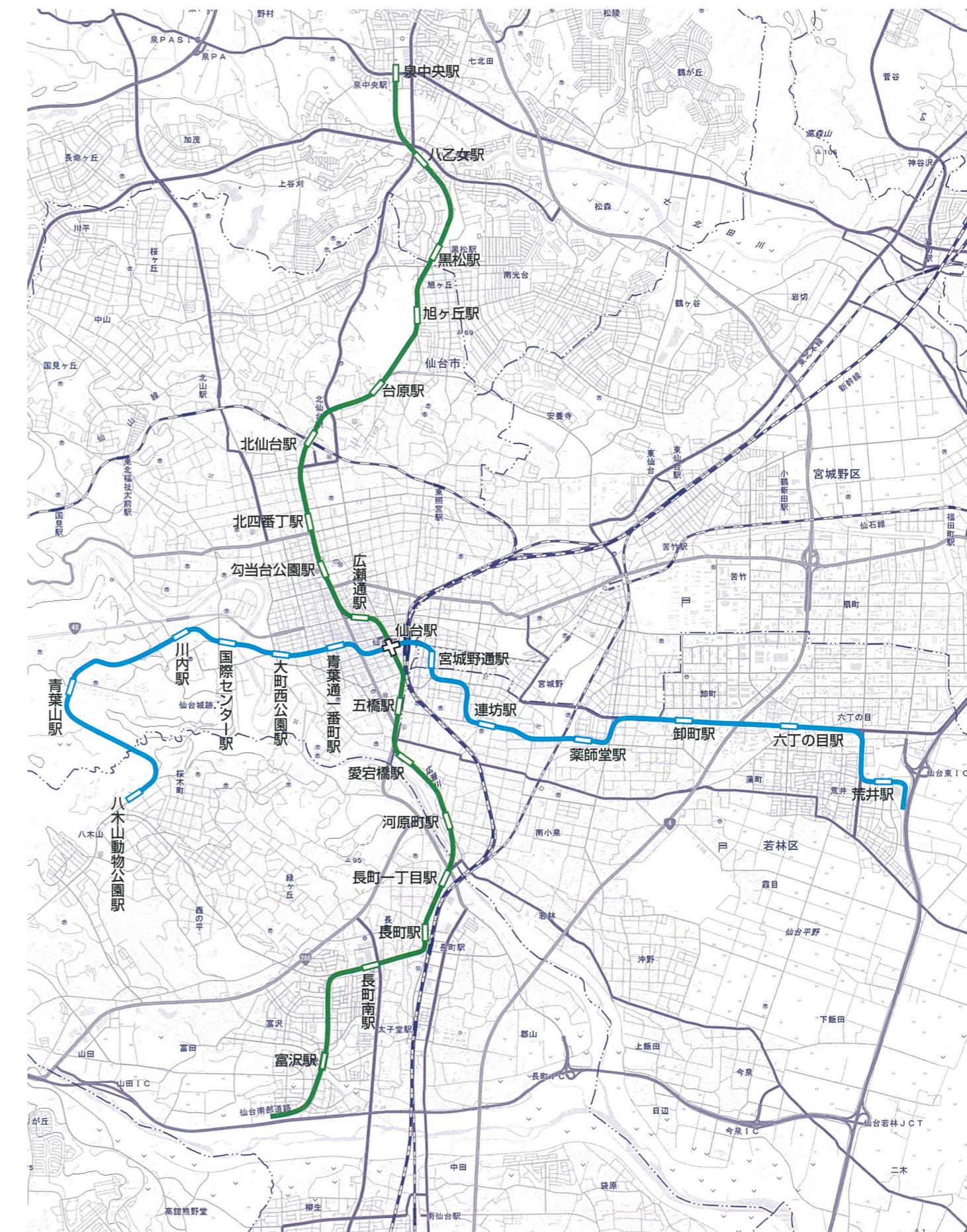
他人の土地において、その上下の範囲を定め、地下や空中で工作物を所有するという目的をもった特殊な地上権をいいます。

地下鉄構造物直上または直下にあるこの様な場所は、土地の登記簿謄本で確認できます。

また、区分地上権設定契約の中では『新たに木造以外の建物その他の工作物を築造、改築、増築する場合は、あらかじめ設計及び工法等について仙台市と協議し、書面による同意を得ること。』となっており、事前に協議が必要になっております。



地下鉄南北線
地下鉄東西線



* この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図(タイル)を複製したものである。(承認番号 平27情復第1145号)
* この地図を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。